

ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551
または各支所地域生活課

対 象

父または母と生計を同じくしていない児童を監護している父または母等へ支給します。

父または母に重度の障害がある場合や、行方不明の場合など対象となることがあります。

備 考

- ・奇数月毎に支給します。
- ・所得制限があります(受給者本人・扶養義務者)。
- ・申請月の翌月分から支給します。
- ・児童の年齢が18歳に達した日以降の最初の3月31日までとなります。

そのほか要件があるため、詳しくはお問い合わせください。

ひとり親家庭医療費助成

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551
または各支所地域生活課

対 象

20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭で、所得税が非課税世帯(※1)

(ただし、子どもが引き続き学校教育法第1条に規定する学校に就学している場合、又は、重度の障がいがある場合は、20歳以上でも対象となります。)

助成範囲

保険診療による医療費の自己負担金分を助成します。(※2)

(ただし、高額医療費、家族療養費附加給付金などの健康保険組合などの医療保険から支給されるものを除いた額となります。)

助成方法

愛媛県内の医療機関の窓口では「健康保険証」と「ひとり親家庭医療費受給者証」を提示することで、自己負担額を支払わずに受診することができます。

県外での受診、医師の認めた装具費用は、一旦自己負担金を支払った後、後日その領収証により請求することができます。

注意事項

- ※1 所得税法が一部改正され、年少扶養控除等は廃止されましたが、当分の間は、年少扶養控除等の改正前の所得税法の規定の一部を適用して、課税非課税を判定しています。
- ※2 この制度では、他の法令による医療費の給付や、法令に基づく団体が行う医療費の給付(例えば、(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付金など)が優先され、ひとり親家庭医療費助成を重複して受けることができません。

母子父子寡婦福祉資金の貸付

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551

ひとり親家庭等の生活と児童の健全な育成を図るために、愛媛県が必要な資金の貸し付けをしています。

詳しくは子育て支援課母子・父子自立支援員に問い合わせてください。

自立支援教育訓練給付金

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551

ひとり親家庭の親が、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講料の60パーセント相当額を支給する制度です。

受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前に子育て支援課母子・父子自立支援員に相談してください。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金

問 子育て支援課 ☎0894-62-6551

ひとり親家庭の親が、就職に結びつきやすい専門的な資格(看護師等)を取得するため、6月以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を、また修了時に修了支援給付金を支給する制度です。

詳しくは、子育て支援課母子・父子自立支援員に問い合わせてください。